

個人情報越境標準契約の実務課題 と日系企業の対応策

金誠同達法律事務所 (JT&N)
マネジメントパートナー 張国棟

2023年5月30日

www.jtn.com

法律事務所のご紹介



JT&N

1992年に創設された金誠同達法律事務所（以下「金誠同達」）は現在では既に中国国内において最大の規模を誇る総合法律事務所の一つにまで成長を遂げています。金誠同達は本部を北京に設置しているほかにも、多くの拠点を有しており、15か所にオフィスを設けています。金誠同達の提供する法律サービスは企業法務、外商投資、サイバーセキュリティ・データコンプライアンス、M&A、知的財産権、独占禁止、国際貿易、金融保険、商事仲裁・訴訟などの多岐の分野にわたっており、そのうちの多くにおいてトップクラスの能力を発揮しています。

金誠同達のデータ三法の専門チーム（以下「チーム」）は、中国国内で最も早期からサイバーセキュリティとデータコンプライアンスの分野における研究とサービスに注力している弁護士チームの一つです。チームは名門ロースクールの卒業後に同分野における豊富な経験を培った弁護士らと顧問から構成されています。チームは近年、サイバーセキュリティ・データセキュリティ・個人情報保護の分野を開拓して専門的かつ全面的なデータコンプライアンスサービスを企業の方々に提供し、国内外のクライアントの皆様からの広範にわたるご好評を博しています。チームはデータ調査の実施、データ越境セキュリティ評価の展開に向けた会社へのご協力、データコンプライアンス体系の構築、サイバーセキュリティや個人情報保護をめぐる法的な案のご提供などの面において豊かな経験を積み重ね、特に、自動車、医療などの業種分野におきましては深い実務経験を蓄積しています。

■ 弁護士のご紹介



マネジメントパートナー/弁護士 張国棟

<連絡方法>

Tel: (8610) 5706-8268 Mobile (Wechat) : (86) 139-1183-3645

Email: zhangguodong@jtn.com

張国棟弁護士は、外商投資、コンプライアンス、競争法、M&A・再編・撤退、訴訟・仲裁などの分野において、二十年以上の業務経験を既に有しています。政府規制関連の業務において、体系の構築および個別案件への対応を含む総合的なサービスを提供しており、独占禁止、商業賄賂防止、サイバーセキュリティ・データコンプライアンス、個人情報保護、税関、外貨、環境保護などの分野においては、いずれも豊富な業務経験を有しています。具体的な業界の面では、医療、自動車およびITの分野における特別な監督管理と業界の課題に熟達しており、多くのクライアントに長期的なサービスを提供しています。

張国棟弁護士は、現在では金誠同達法律事務所のマネジメントパートナーと執行副主任を担当しており、北京市弁護士協会競争・独占禁止法律専門委員会の副主任、および多くの大学における非常勤指導教官を兼任しています。張国棟弁護士は数少ないサイバーセキュリティ、データ越境および個人情報保護の分野における実務経験を備えている弁護士の一人であり、データ三法の専門チームを率いた多くの国内外の企業のためのデータ越境セキュリティ評価業務の展開、サイバーセキュリティおよび個人情報保護をめぐる法律コンサルティングの提供、個人情報・データ越境関連規則の制定、ならびに企業のための全方位的なデータコンプライアンス体系の構築に取り組み、『China Business Law Journal』（『商法』）という雑誌から「中国法曹界の傑物」というご評価を頂いています。張国棟弁護士はこれまでも、数々の国内外の雑誌において論文を発表し、ご招待を受けてフォーラムにて講演を行い、レクシスネクシス社（Lexis Nexis）の法律データベース上にて「律観棟察」と題する法律コラムを開設しています。



張国棟弁護士の
ウィーチャット

目次

01. データ越境の全体像

02. 個人情報の越境ルートとなる

個人情報越境標準契約

03. Q&A

01

データ越境の全体像

■ Q1: データと個人情報の定義は何か？

データ

電子その他の形式を通じた情報に対する記録

ネットワーク データ

電子の形式を通じた情報に対する記録

個人情報

電子その他の方法を通じて記録された既に認識されており、または認識され得る自然人に係る各種の情報

※匿名化処理後の情報を含まない

■ Q2:データの越境とは何か？



■ 該当する状況1

- データ処理者による中国国内の運営過程において収集され、または発生したデータ
- 上記データの中国国外への伝送、および中国国外における保管

■ 該当する状況2

- データ処理者の下で収集され、または発生したデータを中国国内に保管している
- 中国国外の機構・組織・個人による当該データへのアクセス、またはそのクエリの可能化



■ 該当しない状況1

- 中国国内の運営過程において収集されておらず、かつ、発生していない個人情報および重要データ
- 中国を經由した越境で、いずれの変動または加工処理も経ていないもの

■ 該当しない状況2

- 中国国内の運営過程において収集されておらず、かつ、発生していないデータの中国国内における保管・加工処理後の越境
- 中国国内の運営過程において収集され、または発生した個人情報および重要データにかかわっていないもの

■ Q3:中国ではデータの越境に対してどのような法的体系が構築されているのか？

「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン
個人情報越境処理活動セキュリティ認証規
範（V 2.0）」

「情報セキュリティ技術 個人情報セキュリ
ティ規範」

「情報セキュリティ技術 個人情報越境伝
送認証要求」（意見募集稿）

「重要情報インフラ安全保護
条例」

「ネットワークデータセキュリティ
管理条例」（意見募集稿）

標準/
業界ガイドライン

部門規則

行政法規

法 律

「個人情報越境標準契約弁法」

「データ越境セキュリティ評価弁法」

「個人情報保護認証実施規則」

「工業情報化分野データセキュリティ管
理弁法（試行）」

「自動車データセキュリティの管理に関す
る若干の規定（試行）」

「国家安全法」

「国家機密保守法」

「サイバーセキュリティ法」

「データセキュリティ法」

「個人情報保護法」

最新の動向

「データ基礎制度の構築およびデータ要素の役割の更なる発揮に関する意見」におけるデータの秩序的越境流通メカニズムの構築

中国共産党中央委員会と国務院は2022年12月19日、「データ基礎制度の構築およびデータ要素の役割の更なる発揮に関する意見」を対外的に公布した。

- **データフロー、データセキュリティ、認証評価**、デジタル貨幣などの国際規則とデジタル技術標準の制定への積極的な参加
- データの越境後における双方向の秩序的な流動の推進、国内外の企業と組織による**データ越境後流動業務**をめぐる合法的な提携の奨励、法令による開放された分野への外資参入の支持
- データの開発および利用、ならびに**データセキュリティ保護・越境データ分類・分級管理メカニズム**の確立の模索
- 多くのルートを通じた利便化されたデータ越境後流動監督管理メカニズムの構築の模索、多くの部門による調和および協力を通じた**データ越境後流動監督管理体系**の整備



最新の動向

深セン模範区におけるデータ要素取引や越境データ業務などの面における市場参入規制の緩和



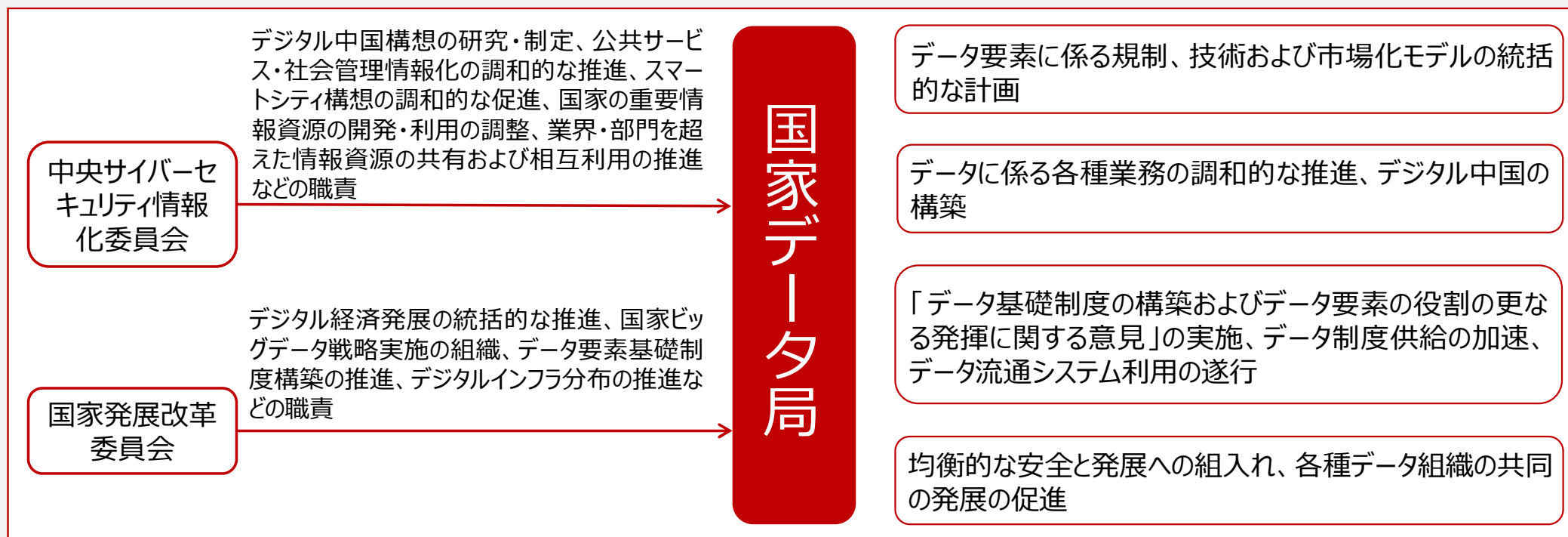
国家發展改革委員会と商務部は2022年1月26日、「深セン市における中国特特色主義先行模範区の構築および市場参入規制の緩和に係る若干の特別措置に関する意見」を公開した。

- **データ要素取引地点構築**の周到かつ慎重な研究
- データ資源財産権、取引流通、越境伝送、情報権益、データセキュリティ保護などの**基礎制度と技術標準の確立**の奨励
- ヘルスケア、医療などの分野を重点的に網羅した国際規則との整合の遂行、**越境データフロー国際規則**の制定への積極的な参加
- データ越境伝送セキュリティ管理試行の展開、データセキュリティ保護能力の評価認証、データフローのバックアップの審査、越境データフローおよび取引リスクの評価などの**データセキュリティ管理メカニズム**の確立

最新の動向

国家データ局の設置

国家データ局は、国家発展改革委員会の管理する国家行政機構として、**データ基礎制度構築の推進、データ資源の統括を通じた共有・開発・利用の整合、デジタル中国・デジタル経済・デジタル社会の計画および構築の統括的な推進**などの調整を司っている。



02

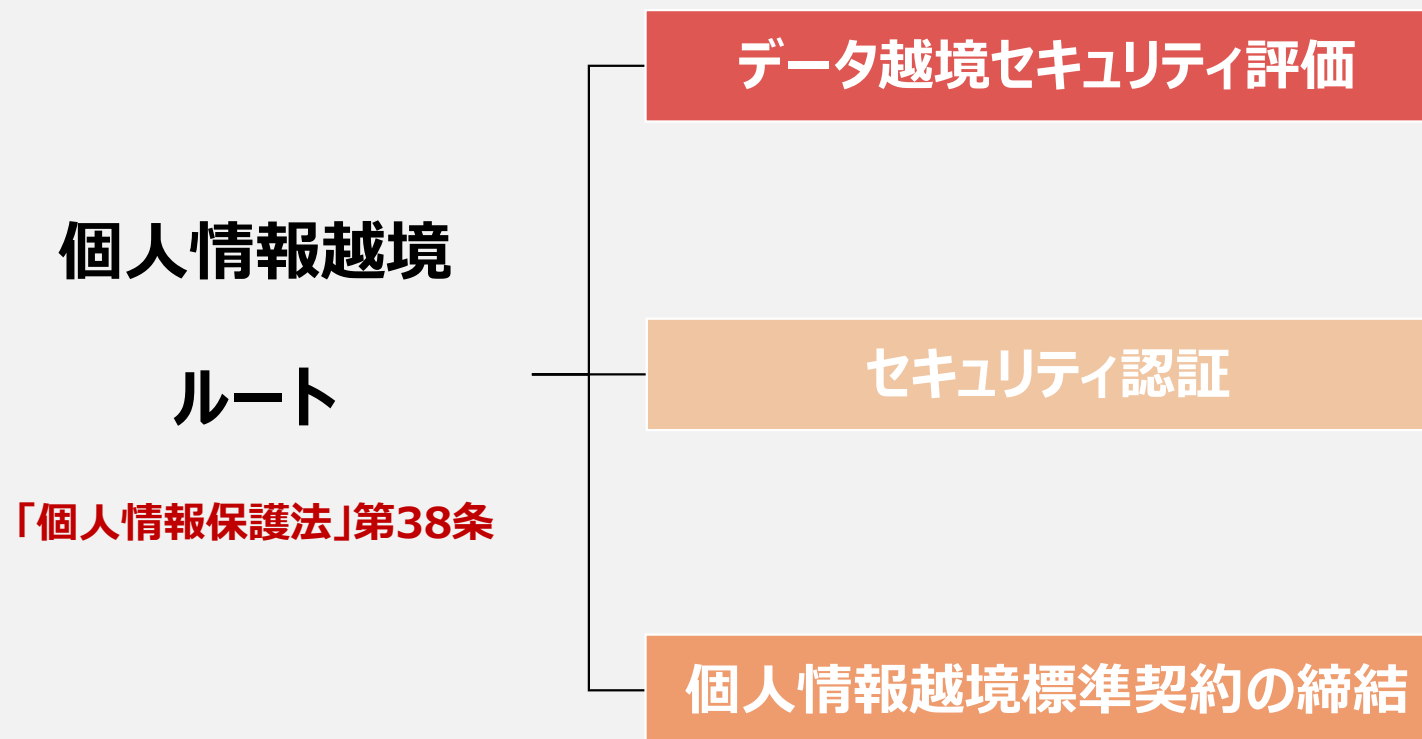
個人情報の越境ルートとなる
個人情報越境標準契約



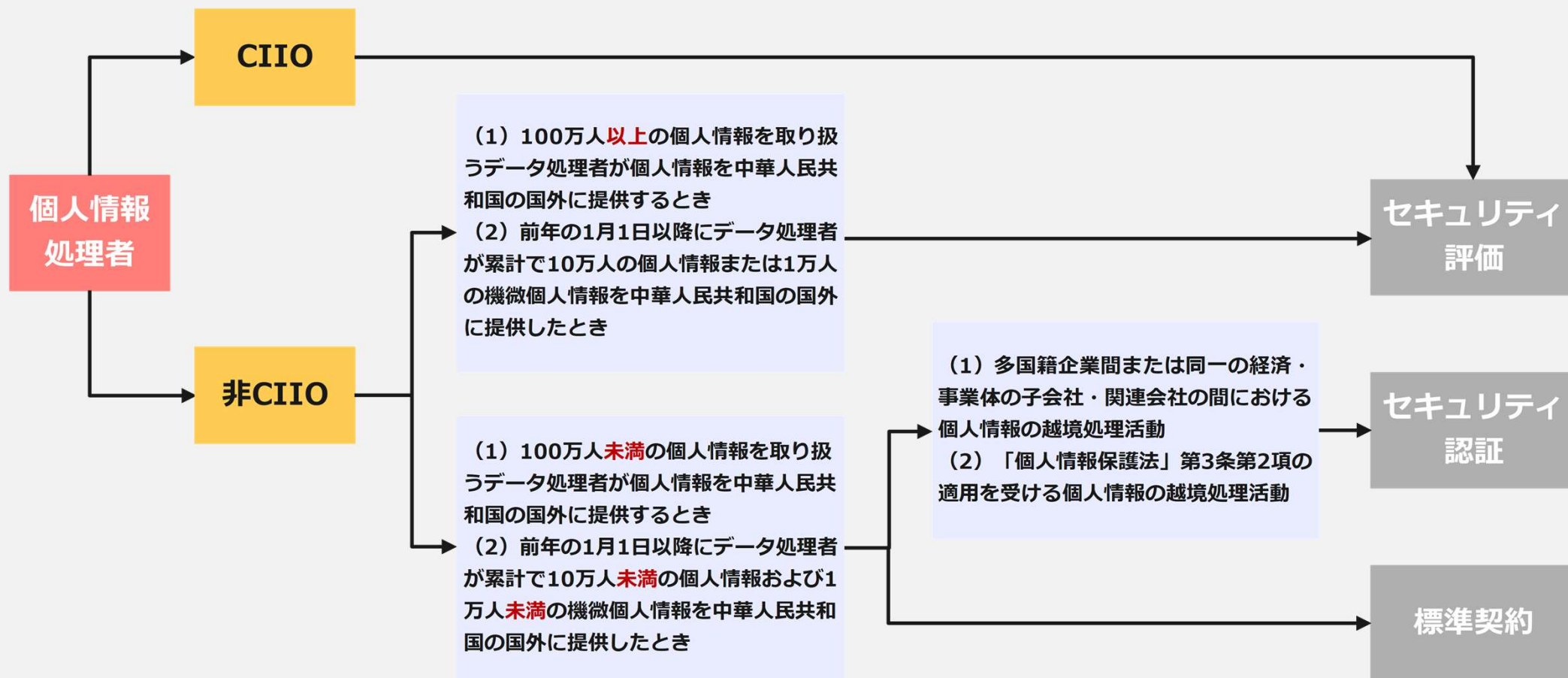
2.1 | 個人情報越境の 三つのルート



■ Q4: 個人情報の越境にはどのようなルートがあるのか？



■ Q4: 個人情報の越境にはどのようなルートがあるのか？





2.2

個人情報越境 標準契約の締結



関連法令の基本情報

中华人民共和国国家互联网信息办公室
Cyberspace Administration of China
WWW.CAC.GOV.CN

当前位置: 首页 > 正文

个人信息出境标准合同办法

2023年02月24日 15:00 来源: 中国新闻网

国家互联网信息办公室令
第13号

《个人信息出境标准合同办法》已经2023年2月3日国家互联网信息办公室2023年第2次室务会议审议通过，现予公布，自2023年6月1日起施行。

附件：
个人信息出境标准合同

为了确保境外接收方处理个人信息的活动达到中华人民共和国相关法律法规规定的个人信息保护标准，明确个人信息处理者和境外接收方个人信息保护的权力和义务，经双方协商一致，订立本合同。

个人信息处理者：_____
地址：_____
联系方式：_____
联系人：_____ 职务：_____

境外接收方：_____
地址：_____
联系方式：_____
联系人：_____ 职务：_____

国家互联网信息办公室 制定

個人情報越境標準契約の締結

法令の名称 個人情報越境標準契約弁法
〔標準契約弁法〕

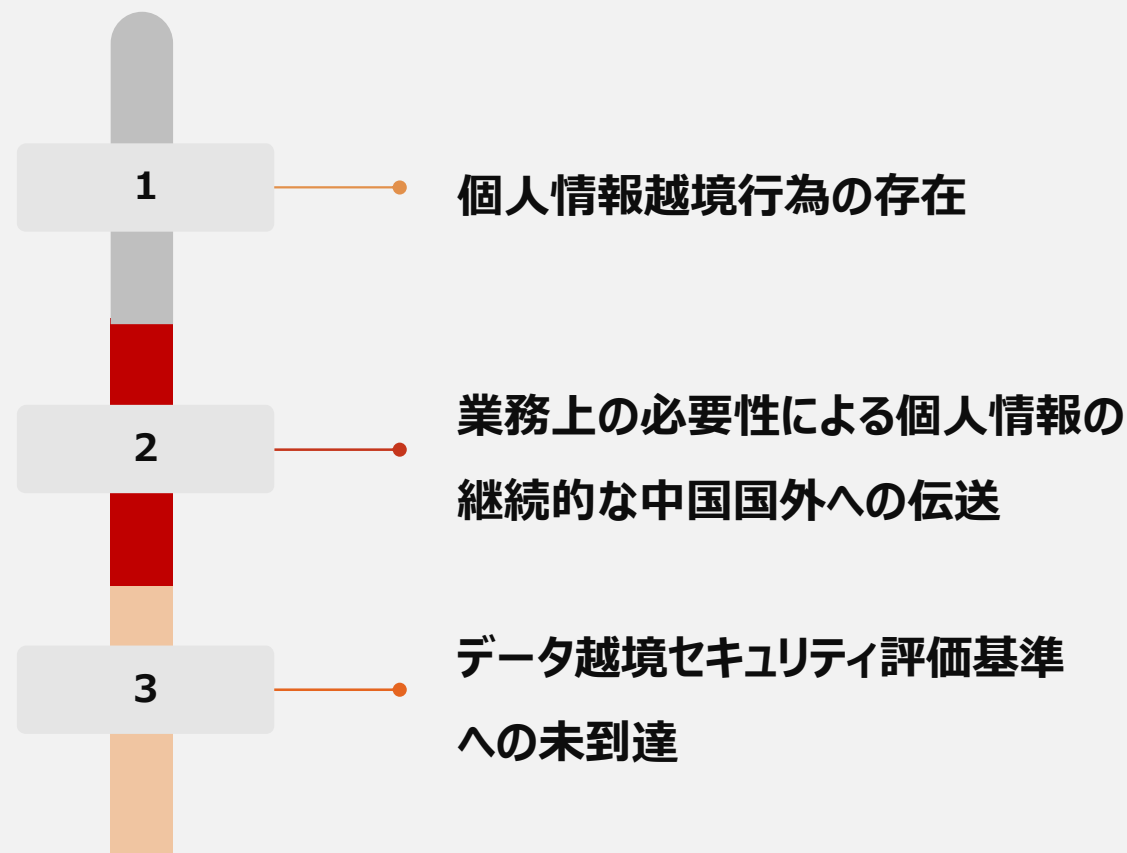
公布機関 国家インターネット情報弁公室

実施日 2023年6月1日

■ Q5 : どのような主体が標準契約のルートに注目する必要があるのか？

右記の **全部** の条件を同時に満たしている

- 企業
- 在中国駐在員事務所
- その他の機構

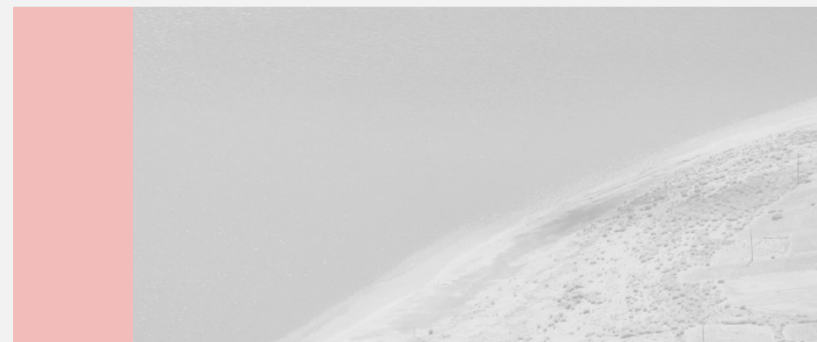


■ Q6: 標準契約への対応には切迫性はあるのか？



「標準契約弁法」は**2023年6月1日**をもって発効し、施行される。同法の施行前に既に展開されている個人情報越境活動には、同施行日から **6か月間** の是正用の過渡期が提供されている。

関連の是正業務は遅くとも **2023年12月** よりも前に完成しなければならない。



■ Q6: 標準契約への対応には切迫性はあるのか？

以下の原因により、前掲の是正期限内に標準契約届出手続を完成していなかった場合には、比較的に高いコンプライアンスリスクに直面する。

1

インターネット情報部門の個人情報越境に対する監督管理強度の段階的な強化（例えば通知の到達、面談の実施などの方法の採択）

2

通報メカニズムの存在。いずれの組織と個人も一律にコンプライアンス違反行為に関する通報を行うことができる（「標準契約弁法」第10条）

■ Q7:対応しなかった場合には何かペナルティがあるのか？

「標準契約弁法」第12条

本弁法の規定に違反した場合は、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法令に従って処理し、……。

- 「個人情報保護法」第66条

- 「個人情報保護法」第67条

■ Q7:対応しなかった場合には何かペナルティがあるのか？

「個人情報保護法」第66条

本法の規定に違反して個人情報を処理し、または個人情報の処理時に本法の定める個人情報保護義務を履行していなかった場合において……

適用対象	情状が一般的であったときは	情状が深刻であったときは
会社	<ul style="list-style-type: none"> • 是正の命令、警告の発令、違法所得の没収 • 是正を拒絶したときの100万元以下の過料 • アプリケーションプログラムのサービス提供の一時停止または終了の命令 	<ul style="list-style-type: none"> • 是正の命令、違法所得の没収 • 5,000万元以下または前年度の売上高の5%以下の過料 • 関連業務の一時停止または操業停止・肅正の命令 • 関連の業務許可証または営業許可証の取消
責任者	<ul style="list-style-type: none"> • 1万元以上10万元以下の過料 	<ul style="list-style-type: none"> • 10万元以上100万元以下の過料 • 一定期間内の関係会社における董事・監事・高級管理職員・個人情報保護責任者の担当の禁止

■ Q7: 対応しなかった場合には何かペナルティがあるのか？

「個人情報保護法」第67条

本法の定める違法行為に及んだときは、関連の法律および行政法規の規定に従って**信用記録文書**に組み入れ、これを公示する。



■ Q8:標準契約の内容はどのようなものなのか？

標準契約の構成

前文

第1条 定義（専門用語）

第2条 個人情報処理者の義務

第3条 国外受領者の義務

第4条 国外受領者の所在国又は地域の個人情報保護政策及び法規が契約の履行に与える影響

第5条 個人情報主体の権利

第6条 救済

第7条 契約解除

第8条 違約責任

第9条 その他

付属文書一 個人情報越境移転説明（国外に越境提供する個人情報の詳細内容）

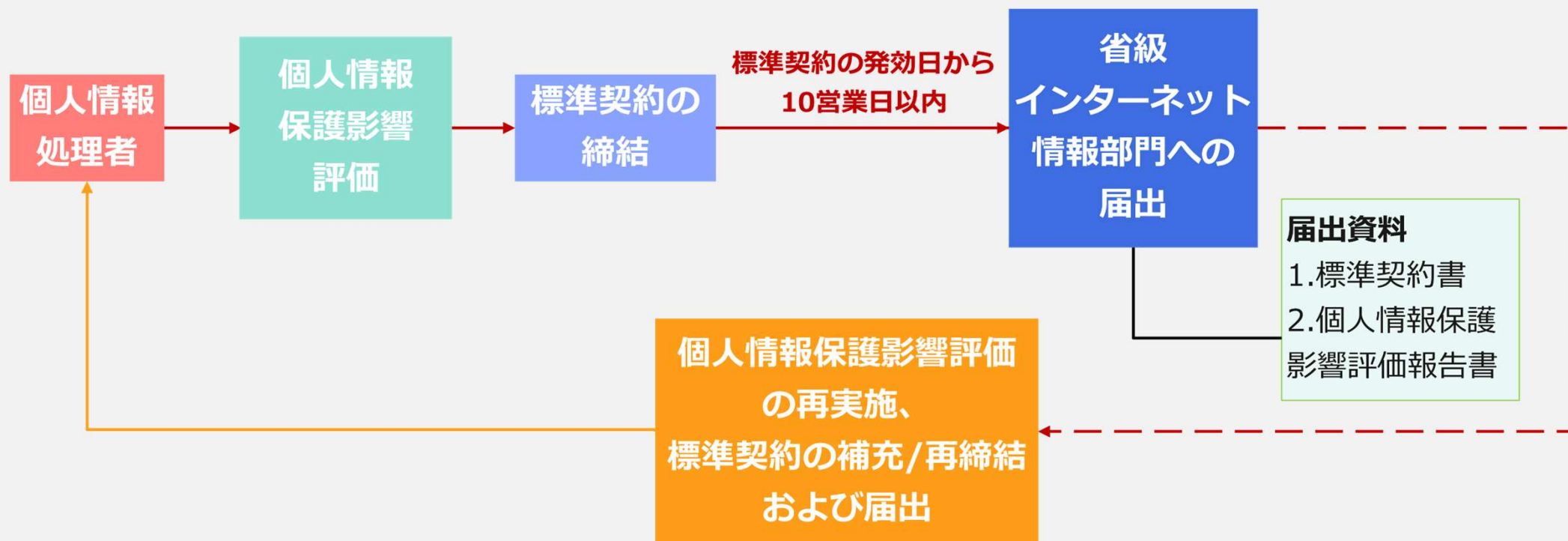
付属文書二 双方で取り決めるその他の条項

■ Q8: 標準契約の内容はどのようなものなのか？



- 標準契約はこの弁法の附属文書に厳格に従い締結しなければならない（「標準契約弁法」第6条）。
- 個人情報取扱者は、国外の受領者と他の条項を取り決めることができるが、標準契約に抵触してはならない（「標準契約弁法」第6条）。
- 双方が締結したその他の法律文書との間に抵触が生じた場合は、本契約の条項を優先的に適用する（「標準契約」第9条第1項）。

■ Q9: 標準契約のルートを通じて対応する場合、その基本的な流れはどのようなになっているのか？



■ Q9: 標準契約のルートを通じて対応する場合、その基本的な流れはどのようなになっているのか？

基本的な流れは以下のとおりとなっている。全体的には少なくとも3、4か月の対応期間が必要となる

① 個人情報越境状況の整理

② 関連の不備の是正

フェーズ1



フェーズ2

③ 個人情報保護影響
評価（PIA）の実施



④ 標準契約の検討・締結

フェーズ3



フェーズ4

⑤ 標準契約書のデーター式の届出



■ Q10:標準契約のルートを通じて対応する場合、
どの時点から個人情報の中国国外への越境移転が可能となるのか？

中国国外受領者と締結する標準契約の
発効後

時点

標準契約書の届出手続の完成は不要

■ Q11:PIAを行わずに関連資料一式をそろえて届出することには問題はないのか？

「標準契約弁法」第7条第2項

個人情報処理者は、届出書類の

真実性に対して**責任を負う**

左記の条項への理解

- 届出を経た文書は、会社の確約を意味する。
- 会社は会社の状況に法的な責任を負担することになる。
- 会社の実際の状況を顧みずに**虚偽の評価結果**を主管部門に**提出**したときは、**高い法的リスク**がもたらされる。

■ Q12:PIAおよびPIAレポートは一体どのように行えばよいのか？



事前の調査と確認において発見された法的規定を満たしていない事項については、これを**是正**する必要がある。

- 是正を怠った場合には、後続のPIA業務に更なる影響をする。
- 要求を満たした評価結果を取得することのできない事態となる。

■ Q12:PIAおよびPIALレポートは一体どのように行えばよいのか？

PIAとPIALレポートの政府の要求の未充足を防止するためには、以下の根拠に従って評価を行い、評価報告書を起草することが推奨される。



「個人情報保護法」

第55条、第56条



「標準契約弁法」

第5条



「情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ影響評価ガイドライン」

(GB/T 35339-2020)

■ Q12:PIAおよびPIAレポートは一体どのように行えばよいのか？

「個人情報保護法」

第55条

次の各号に掲げる状況の一に該当するときは、個人情報処理者は、個人情報保護影響評価を事前に行い、自らの処理状況に対する記録を行わなければならない。

- (一) 個人機微情報の処理
- (二) 個人情報を利用した自動化された意思決定の実施
- (三) 個人情報処理の委託、その他の個人情報処理者への個人情報の提供、個人情報の公開
- (四) **中国国外への個人情報の提供**
- (五) 個人の権益に重大な影響を及ぼすその他の個人情報処理活動

第56条

個人情報保護影響評価には、次の各号に掲げる内容が含まれていなければならない。

- (一) 個人情報処理の目的・方法等の合法性・正当性・必要性の有無
- (二) 個人の権益に対する影響およびセキュリティリスク
- (三) 採択する保護措置の合法性・有効性、リスクの程度との相応性

個人情報保護の影響評価報告書と処理状況記録は、少なくとも**3年間**保存しなければならない。

■ Q12:PIAおよびPIAレポートは一体どのように行えばよいのか？

「標準契約弁法」第5条

個人情報処理者は、個人情報を中国国外に提供する前に、個人情報保護影響評価を実施し、次の各号に掲げる内容を重点的に評価しなければならない。

個人情報処理者と中国国外受領者の個人情報処理の目的・範囲・方法等の**適法性・正当性・必要性**

個人情報の越境移転後における改ざん、破壊、漏えい、消失、不正利用等の**発生リスク**、個人情報権益保護の円滑な実施の可否等

越境移転する個人情報の規模・範囲・種類・機微の程度、個人情報の越境移転により個人情報の**権益**にもたらされるおそれのある**リスク**

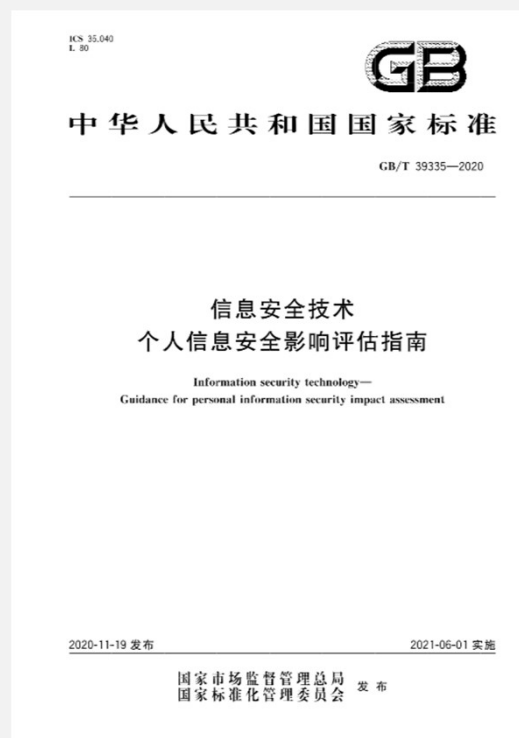
中国国外受領者の所在する国または地域の個人情報保護上の**政策と法規**により標準契約の履行にもたらされる**影響**

中国国外受領者が負担を確約した**義務**、および義務の履行に係る管理・技術上の措置・能力等による越境移転**個人情報セキュリティ確保の可否**

個人情報越境移転セキュリティに影響するおそれのあるその他の事項

■ Q12:PIAおよびPIAレポートは一体どのように行えばよいのか？

「情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ影響評価ガイドライン」 (GB/T 35339-2020)



Q12:PIAおよびPIAレポートは一体どのように行えばよいのか？

PIAレポートの実例

个人信息保护影响评估报告

个人信息处理者名称: _____
2023年【】月【】日

目 录

目 录	I
释 义	- 1 -
一、自评估工作简述	- 7 -
二、出境活动整体情况	- 14 -
(一) 数据处理器基本情况	- 14 -
1. 组织或者个人基本信息	- 14 -
2. 股权结构和实际控制人信息	- 15 -
3. 组织架构信息	- 15 -
4. 数据安全管理机构信息	- 16 -
5. 整体业务与数据情况	- 19 -
6. 境内外投资情况	- 21 -
(二) 数据出境涉及业务和信息系统情况	- 22 -
1. 数据出境涉及业务的基本情况	- 22 -
2. 数据出境涉及业务的数据资产情况	- 25 -
3. 数据出境涉及业务的信息系统情况	- 30 -
4. 数据出境涉及的数据中心(包含云服务)情况	- 31 -
5. 数据出境链路相关情况	- 34 -
(三) 拟出境数据情况	- 37 -
1. 说明数据出境及境外接收方处理数据的目的、范围、方式,及其合法性、正当性、必要性	- 37 -
2. 说明出境数据的规模、范围、种类、敏感程度	- 57 -

3. 拟出境数据在境内存储的系统平台、数据中心等情况,计划出境后存储的系统平台、数据中心等	- 64 -
4. 数据出境后向境外其他接收方提供的情况	- 67 -
(四) 数据处理器数据安全保障能力情况	- 68 -
1. 数据安全管理能力,包括管理组织体系和制度建设情况,全流程管理、分类分级、应急处置、	
2. 数据安全技术能力,包括数据收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开、删除等全流程所	
3. 数据安全保障措施有效性证明,例如开展的数据安全风险评估、数据安全能力认证、数据安全	
4. 遵守数据和网络安全相关法律法规的情况	- 116 -
(五) 境外接收方情况	- 117 -
1. 境外接收方基本情况	- 117 -
2. 境外接收方处理数据的用途、方式等	- 128 -
3. 境外接收方的数据安全保障能力	- 131 -
4. 境外接收方所在国家或地区数据安全保护政策法规和网络安全环境情况	- 227 -
5. 境外接收方处理数据的全流程过程描述	- 233 -
(六) 法律文件约定数据安全保护责任义务的情况	- 235 -
1. 数据出境的目的、方式和数据范围,境外接收方处理数据的用途、方式等	- 236 -
2. 数据在境外保存地点、期限,以及达到保存期限、完成约定目的或者法律文件终止后出境数据	
3. 对于境外接收方将出境数据再转移给其他组织、个人的约束性要求	- 241 -
4. 境外接收方在实际控制权或者经营范围发生实质性变化,或者所在国家、地区数据安全保护影	
5. 违反法律文件约定的数据安全保护义务的补救措施、违约责任和争议解决方式	- 243 -
6. 出境数据遭到篡改、破坏、泄露、丢失、转移或者被非法获取、非法利用等风险时,妥善开展	
(七) 数据处理器认为需要说明的其他情况	- 248 -
三、拟出境活动的风险评估情况	- 249 -
(一) 数据出境和境外接收方处理数据的目的、范围、方式等的合法性、正当性、必要性	- 249 -

Q13:標準契約中の中国国外受領者を対象とする義務条項についてはどのように理解すればよいのか？

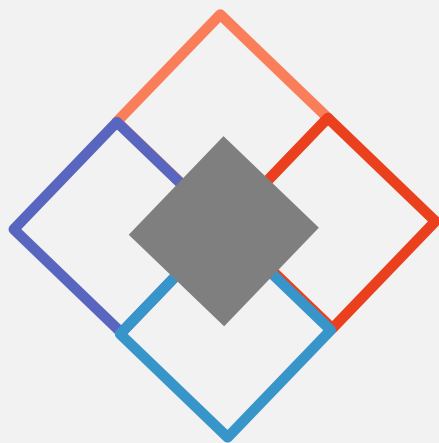
■ 個人情報保存の期限、期限徒過後の削除

■ 各項の技術・管理上の措置を採択した個人情報セキュリティの確保、個人情報を具体的に処理する人員の秘密保持義務履行の確保、「最小授権」の原則にのっとり企業内部におけるアクセス権限管理制度の確立

■ 個人情報処理活動に対する客観的な記録の実施、少なくとも3年間にわたる記録の保存

■ 個人情報セキュリティインシデントの発生時における個人情報主体、個人情報処理者および監督管理部門への通知・報告

■ 監督管理機構の監督管理の受入れへの同意



■ Q14: 中国の政府機関は、標準契約の条項に基づいて中国国外受領者を直接処罰することができるのか？



- 標準契約における中国政府の監督管理に対する受入れと中国法の遵守への同意は、国外受領者の契約義務である。
- 当該契約義務は、必ずしも中国政府の監督管理実施の根拠となるわけではない。
- 法律上、「法定の根拠がない場合、行政処罰は無効となる」とされている（「行政処罰法」第38条）。
- 中国政府は民事契約の内容に依拠して契約の当事者の行為に対する干渉や調整を行うことは考えにくい。
- 個人情報処理者は個人情報越境行為の直接の責任主体となる。
- ひとたび個人情報の漏えい等の問題が発生した場合、最終的にリスクを負担するのは、依然として中国国内の個人情報処理者となる可能性がある。

■ Q15: 標準契約届出手続の完成後において、何か注意点があるのか？

- 以下要素への継続的な監督管理
 - 個人情報 を 国外 に 提供 する 目的、範囲、種類、機微の程度、方式、保存場所
 - 国外受領者の個人情報処理の用途、方式
- 変化の状況が発生した場合には、同様の方法で再実施
 - PIAの再実施
 - 標準契約の補完または再締結
 - 相応の届出手続

再提出を要する事項
の発生の有無

■ Q15:標準契約届出手続の完成後において、何か注意点があるのか？

標準契約の規定に従った
関連情報の個人情報主体への提供

- 個人情報主体からの権利行使要求への配慮
- 権利行使要求に応じる社内での処理の流れの形成
- 個人情報主体が要求する場合の公開版の標準契約等の提供

■ Q15: 標準契約届出手続の完成後において、何か注意点があるのか？

- 中国国外におけるセキュリティインシデントの発生への留意
- インシデントが発生する場合の個人情報主体、個人情報処理者および監督管理部門への通知・報告

報告義務の発生時における
時宜を得た関連主体への報告

03

Q&A

THANKS!

JT&N leads you to the solution

守信金誠 勵志同達



北京 | 上海 | 深セン | 合肥 | 杭州 | 南京 | 広州 | 青島 | 成都 | 三亚 | 西安 | 瀋陽 | 濟南 | 大連 | 鄭州 | 香港 | 東京
Beijing | Shanghai | Shenzhen | Hefei | Hangzhou | Nanjing | Guangzhou | Qingdao |
Chengdu | Sanya | Xi 'an | Shenyang | Jinan | Dalian | Zhengzhou | Hongkong | Tokyo

www.jtn.com